



新・宮城県景観形成指針（案）



【 概要版 】

平成 19 年 3 月
宮 城 県

背景と目的

宮城県では、より良い景観を保全・創造し、次の世代に伝えていくために、良好な景観形成に向けた総合的な取り組みの枠組みを示し、各主体が実施する施策、事業、行動等の拠りどころとなることを目的として、平成10年3月に宮城県景観形成指針を策定しました。

平成16年、新たに『景観法』が制定され、法的に景観の基本理念が示されるとともに景観形成の仕組みが整えられました。これを契機に、本県においても、都市景観のみならず農山漁村や森林も含めて、県土の景観形成のあり方や基本方針、推進方策等について再考し、旧来の宮城県景観形成指針を改訂しました。

宮城県の景観の現状

地方都市では「シャッター通り」と呼ばれる商店街が多くなってきています



ごみの散乱や放置自転車など、社会的なマナーの欠如が問題となっています



農業従事者の減少や高齢化などにより、耕作放棄地が拡大してきています



景観を阻害する電柱電線類や屋外広告物が氾濫しています

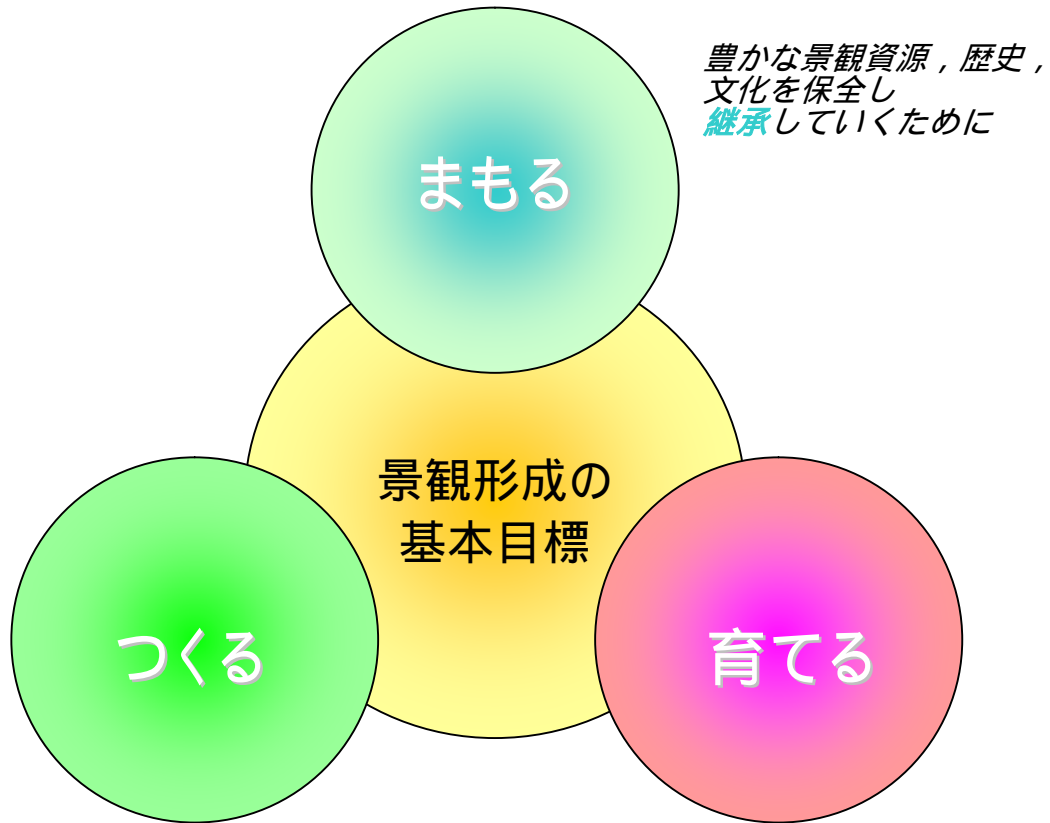


歴史的資源である古民家が建替によって消失する懸念があります



基本目標

「宮城の個性を表徴する景観をまもる」



「快適で魅力ある景観をつくる」

地域の特性を生かし,
個性ある景観を
創造していくために

「景観形成を支える意識を育てる」

県民意識の醸成と参加
による景観づくりを
育成していくために

景観形成の基本方向

基本目標

宮城の個性を表徴する景観を守る

快適で魅力ある景観をつくる

景観形成を支える意識を育てる

基本方針

保全
継承
創造
活用
育成
醸成

展開のための枠組み

良好な景観形成のための基本ルール

地域ごとの景観形成の考え方

良好な景観形成に向けての役割分担

基本方針

保全の視点 自然の保全及び調和をはかった良好な景観の形成

良好な自然環境を形成する多様な自然資源(植生、地形、河川、海岸など)の保全をはかります。

新たな開発や整備にあたっては、周辺環境への影響、景観的な連続性などを踏まえ、生態系を含めた自然との調和に配慮します。



(栗原市 伊豆沼)

継承の視点 伝統や歴史・文化など、地域の個性を形づくる景観の継承

地域の自然、歴史・文化、住民の生活、産業活動等との調和により、地域の個性を生かした多様な景観の継承をはかります。

優れた都市景観や景勝地のみならず、鎮守の森など安らぎを感じさせる何気ない風景を大切に景観を継承していきます。

文化財や山並みに対する前景や背景といった特色ある「眺望」とともに、そこを見る場所としての「視点場」も一体として継承していきます。



(七ヶ宿町 街道の街並み)

創造の視点 環境と調和した、快適で魅力ある景観の創造

良好な景観を創造していく上で、先導的な役割を果たすことができるような公共建築や各種公共事業の推進をはかります。

賑わいを演出する商店街づくりなど、中心市街地の活性化や地域づくり活動とタイアップした景観の形成をはかります。

散乱ごみや無秩序な看板など、景観を阻害している要素をとり除き、より良い景観の形成をはかります。



(大崎市 みちのく食の蔵「醸室」)

活用の視点

地域の個性を積極的に活用した景観の形成

昔ながらのまちなみや広大な田園景観など、地域を特徴づける景観を形成します。

地域の魅力が増進・創出され、観光その他地域間交流の促進につながるような行催事(イベント等)の開催を意識した景観の形成をはかります。



(仙台市 光のページェント)

育成の視点

景観は共有の財産であるという社会的意識の育成

景観形成に関する普及・啓発活動などを通じて、散乱ごみや放置自転車などの景観阻害要因を発生させないという日常的な視点を含めた、景観向上のための社会的意識の育成をはかります。

良い景観を自分たちの手でまもり、つくり、向上させていくことを通じて、地域の存在価値を高めていくなど、住民参加による地域振興への意識の育成をはかります。



(住民参加による花壇づくり)

醸成の視点

行政・住民・事業者が 一体となって景観づくりに取り組む気運の醸成

官民が景観づくりに関するパートナーシップを保ちながら協働・連携していくために、それぞれの役割を明確にするとともに、景観形成のためのルールづくりや推進体制の整備などにより、意識の高揚、気運の醸成をはかります。



(都市計画の住民説明会)

良好な景観形成のための基本ルール

1. 公共施設整備・管理のルール

地域のシンボルとなりうる質の高い公共施設を整備し、良好な景観の創出に努めます。なお、地域性に配慮するあまり、周囲から浮き上がったものにならないようにします。

施設配置や整備位置については、主要道路や展望地からの眺望等に配慮します。

周辺環境との調和に配慮し、環境との共生に配慮した施設整備を行います。

電線類の地中化など、景観阻害要因となるものの是正に努めます。

事業の実施や維持管理にあたっては、住民に愛着を持たれるよう計画段階から住民の参加を求めています。



(登米市 道の駅もくもくランド)

2. 屋外広告物のルール

主要駅周辺、鉄道・道路の沿線、名所周辺などにおける必要な規制誘導、違反広告物の改善・除却を行います。

企業意識の啓発等を通じて、街並みにふさわしくない大規模な屋外広告物を抑制し、周辺との調和等、景観形成を踏まえた配慮を求めています。

事業者においても、室内から掲示する広告も含めて、彩度が高い派手な色を使用しないようお願いします。



(仙台市 宮城野通景観形成地区
・広告物モデル地区)

3. 建築物・工作物のルール

周囲の建築物等の形態、色彩、デザイン等に配慮し、地域の歴史・文化的景観の一体的な継承を促進していきます。

街区単位での景観に関する一定の土地利用規制（景観地区、景観協定など）の導入を検討するほか、公共事業との協働を働きかけていきます。

地域の伝統的な建築資材の活用を進め、周囲の景観や建築物の連続性に配慮した意匠形態となるよう働きかけていきます。

4. 民間開発事業のルール

大規模施設の環境影響評価の実施などにより、自然景観への影響を考慮します。

地元レベルでの十分な合意形成のもと、賑わいや落ち着きなどの演出に配慮します。

地域との調和のもとに企業が発展していくことの重要性に理解を求めていきます。



(大崎市 福沼地区)

5. 景観資源の保全ルール

自然の景観資源(山嶺等の景観的に優れた地形,天然林等の森林景観,河川,海岸景観,動植物相等)や歴史・文化的景観資源(建築物,工作物等)の保全に努めます。

地域のランドマークになっている資源については,積極的にその保全に努めていきます。



(丸森町 沢尻の棚田)

6. 生活行動等のルール

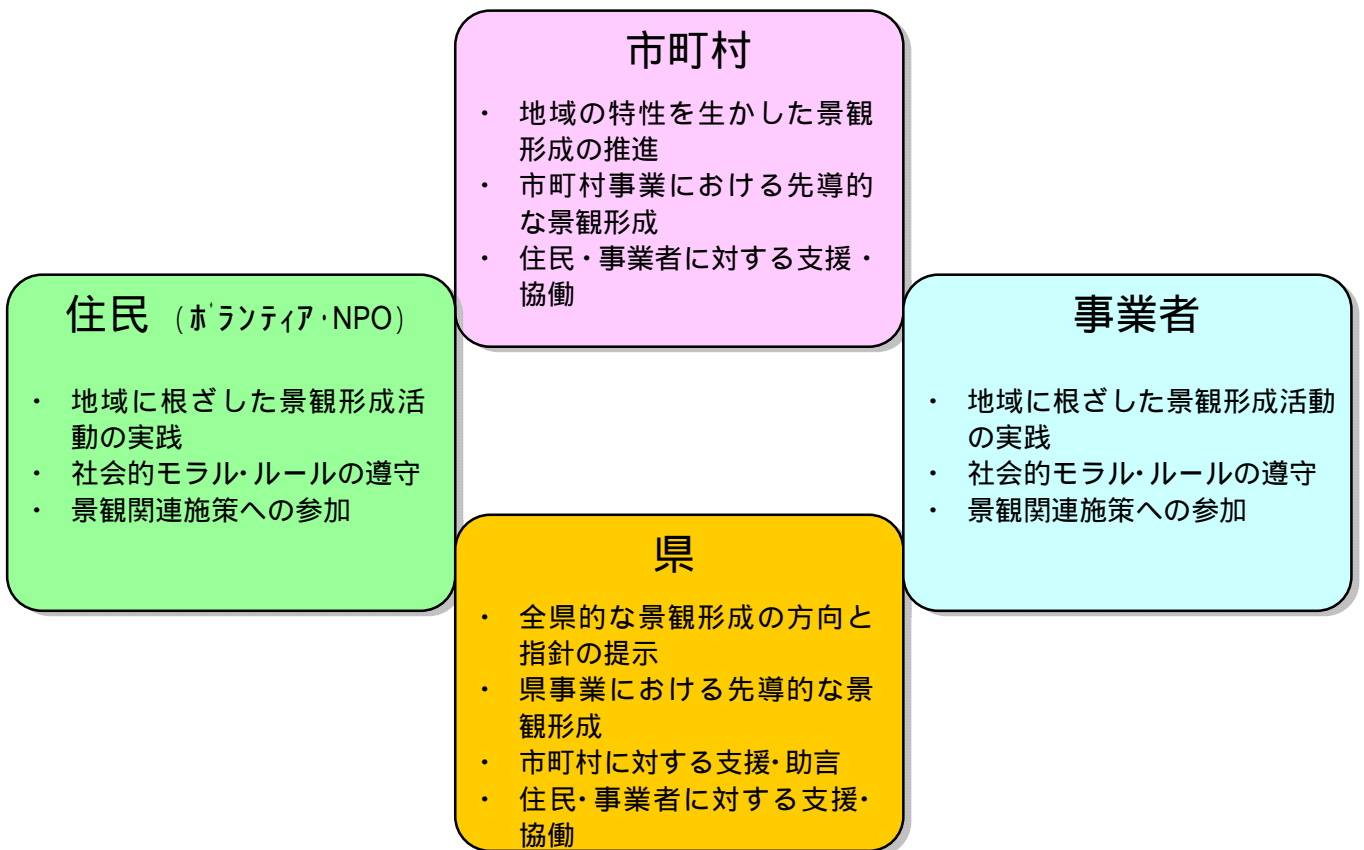
リサイクルに関する制度整備,美化活動の推進やPR活動による人々の意識の高揚,マナーの向上を図っていきます。

団地や住宅地などでは,生け垣づくりや緑地協定等によって,住環境としてうるおいのある景観を形成していく。



(ボランティアによる
清掃活動)

良好な景観形成に向けての役割分担



景観形成推進の方策と体制

宮城県では、良好な景観形成に向けて、具体的施策の検討を進めていきます。

1. 全県的な景観形成の方向性の提示

- 新・宮城県景観形成指針の作成
- 公共施設整備指針の作成

2. 良好な景観形成に資する公共事業の推進

- 国の景観に関連する助成事業の活用
- 宮城県公共事業景観審査の実施

3. 良好な景観形成への誘導

- 景観法及び現行法制度の活用
- 景観基本条例等の制定

4. 市町村への支援

- 景観行政団体への支援
- 景観アドバイザー制度による支援・助言
- 新たな助成制度

5. 景観づくりの普及啓発

- 景観百選（仮称）の選定
- 景観シンポジウムの開催
- 顕彰制度（みやぎ景観大賞、景観の日等）
- 景観ポータルサイトの開設
- 景観教育の普及

6. 体制の確立

- 景観形成庁内連絡会議の設置
- 市町村景観行政担当者会議の開催

表紙の写真

上：春蘭亭（登米市）
下左：定禅寺通（仙台市）
下右：七つ森（大和町）
下右：牡鹿半島の漁り火（石巻市）

宮城県土木部都市計画課 平成 19 年 3 月

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号
TEL：022-211-3132 FAX：022-211-3295
E-mail：toshikei01@pref.miyagi.jp
HP：http://www.pref.miyagi.jp/tosikei/index.htm

写真提供
宮城県観光課